随意契約結果一覧表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約の名称 | 契約年月日 | 契約の相手方 | 契約金額 | 契約の相手方を選定した理由 | 摘要 |
| 令和６年度北海道帯広聾学校学習指導書購入契約 | 令和７年３月14日 | 有限会社有田書房 | 1,657,590円 | 学習指導書については学校ごとに供給を請け負う教科書取扱書店（学習指導書も）が定められており、本校においては、有限会社有田書房が教科書取扱書店（学習指導書も）に指定されているため、有限会社有田書房を契約の相手方として選定する。    契約根拠：地方自治法施行令第167条の２第１項第２号及び北海道財務規則運用方針第６章第３節関係の１の（２）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当するため随意契約とする。 |  |